

令和4年度3月期－2 定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査

2 監査の範囲

監査の対象期間中に執行された、財務に関する事務及びその他の事務

3 監査の着眼点

財務に関する事務及びその他の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし監査を実施した。

4 監査の執行者

代表監査委員 関口 広行
監査委員 鴻巣 義則

5 監査の対象

教育委員会 教育総務課

6 監査の期間

監査対象期間 令和4年4月1日から令和5年2月28日まで
監査実施期間 令和5年3月6日から令和5年3月27日まで

7 本監査の期日

令和5年3月27日

8 監査の方法

(1) 書類監査

書類監査においては、監査対象から提出された定期監査資料、関係書類等に基づき、監査委員事務局職員による予備監査を実施した。

(2) 委員監査

委員監査においては、監査委員事務局作成の予備監査調書と対象の課等の長より提出済み資料等に基づき説明を受け、監査委員による質疑等を行い本監査を実施した。

第2 監査の結果

1 財務事務の執行

＜課題点等＞

補助金に関して不要な添付書類の保管や交付規則に関する疑義があがった。

また、契約関係事務において、契約内容の履行確認書類の提出漏れや遅延、特命による随意契約の理由が不十分であるなど、見直しや改善が求められる。

これ以外については、概ね適正に行われていた。

2 その他の事務の執行

概ね適正に行われていた。

3 意見

市立小中学校の全体的な管理を所管することから、その契約件数も非常に多い。そのうち、委託等契約において、業務報告書の提出遅延や業務従事者の資格確認の不備などが見られたことから、履行確認の点で改善を図られたい。

上記を含め大量の契約の管理、事務執行において大変な労力が伺える。引き続き適正な事務執行に努められたい。